

令和元年度第4回大船渡市水道事業運営審議会 会議録

- 1 日 時 令和2年2月13日（木）13:30～14:15
- 2 場 所 大船渡市役所 第1会議室
- 3 出席者
（委 員） 細川廣行会長、崎山恵美子副会長、福田かな子委員、佐藤優子委員、
新沼眞作委員、沼田京子委員、杉森一博委員、
金野弘美委員、上部博子委員、新沼律子委員
（事務局） 千葉所長、新沼所長補佐、今野所長補佐、佐々木所長補佐、
及川係長、今野係長、小田主事補
- 4 欠席者 なし
- 5 議 題 （1）令和2年度大船渡市水道事業会計予算（案）の概要について
（2）その他
- 6 会議経過 以下のとおり

1 開会

（新沼補佐）

定刻前ではありますが、皆様おそろいですので、ただ今から令和元年度第4回大船渡市水道事業運営審議会を開催いたします。私は本日の司会を務めます水道事業所の新沼と申します。よろしくお願いいたします。それでは次第に沿って進めて参りたいと思います。

「2 会長挨拶」。細川会長からごあいさつをお願いいたします。

2 会長あいさつ

（細川会長）

本日はお忙しいところご出席を賜りまして大変ありがとうございます。また、日頃から水道事業の円滑な運営に関しましてご理解、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

昨今、ニュース等で中国のコロナウイルスの蔓延が危惧されております。日本はこれからオリンピックの時期を迎えますので、できるだけ早い収束を願っているところであります。

本日は令和2年度の水道事業会計予算の概要についてご説明申し上げますので、委員の皆様方には、ご忌憚のない意見を賜りますようお願い申し上げ、会長のあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(新沼補佐)

ありがとうございました。それでは、「3 協議」に入らせていただきます。審議会規則第4条第2項の規定により、ここからは会長が会議の議長となりますので、細川会長よろしくをお願いいたします。

3 協議

(細川会長)

それでは次第の「3 協議」に入ります。「(1) 令和2年度大船渡市水道事業会計予算(案)の概要について」を議題といたします。また、ご意見ご質問については、事務局の説明が終わった後にまとめてお聞きしたと思いますので、よろしくお願い申し上げます。それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

(千葉所長)

水道事業所の千葉でございます。大変ありがとうございます。

今年度の水道事業運営審議会は4回目となります。ご案内の通り、今年は料金改定の件についてご審議いただくために、通常の年よりも会議の回数が増えまして、皆様にはご協力いただきまして誠にありがとうございます。

審議していただいた料金改定につきましては、去る10月23日に市議会に対して水道事業の今後の見通しについての説明を行いまして、さらに12月20日に全員協議会で水道料金の改定案について、ご説明をしたところです。いずれも新聞等に掲載されておりますので、ご覧になられたかと思います。

今回は令和2年度の予算案ということで、この料金改定を見込んだ案でのご説明ということになりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは資料に沿ってご説明いたします。1ページ「令和2年度大船渡市水道事業運営の基本方針」でございます。

―― 資料1ページ「令和2年度大船渡市水道事業運営の基本方針」を説明 ――

私からは、ここまでの説明とさせていただきます。

(今野係長)

続きまして、2ページ以降をご説明申し上げます。庶務係の今野と申します。よろしくお願い申し上げます。

―― 資料2～6ページ「令和2年度 大船渡市水道事業会計予算(案)の概要」を説明 ――

私からは以上でございます。

(今野補佐)

続きまして、令和2年度の予定事業を一部説明させていただきます。7ページをご覧ください。

――― 資料7ページ「令和2年度 予定事業（工事等）一覧表」を説明 ―――

(細川会長)

今、3名から説明がありましたが、その説明に対してご質問がある方はご発言いただきたいと思います。

(新沼委員)

5～6ページ「大船渡水道事業会計予算（総括表）」について4点教えていただきたい。

1点目、営業外収益の長期前受金戻入という科目があるが、こういったものなのか教えていただきたい。

2点目、営業費用のコンビニ収納システムにかかる費用は、総係費に組み込まれているのか。

3点目、資本的支出の、返還金の内訳について教えていただきたい。

4点目、企業債の残高はいくらぐらいになっているのか。

(今野係長)

1つ目の長期前受金戻入についてですが、工事をした際に、国からの補助金や一般会計からの消火栓設置における負担金といった形で資金が入る場合に、その資金を収益化するための科目となります。この長期前受金は、入ってきたその年度にすべて収益計上せず、減価償却と合わせて同じ見合いの額を、毎年徐々に長期前受金戻入として収益化していくものとなります。

(新沼委員)

工事の支払の財源として投入したときに全て戻入となるのではないのか。

(今野係長)

具体的には、水道管を災害復旧事業として布設替した場合に、1,000万円の補助金が入ったとすると、10年間で収益化すると定めた場合、年間100万円ずつ収益として計上していくということになります。その毎年の処理が、長期前受金の戻入ということになります。

今までにいただいた各補助金の今年度の収益化分の合計がこの5,600万円という金額となります。

(新沼委員)

ということは、その工事に対する長期前受金が5年分や10年分まとめて入ってくるという認識でよろしいか。

(今野係長)

現金勘定としては、その年度にまとめて入ってきますが、会計上は耐用年数に応じて徐々に収益計上していきます。

(新沼委員)

工事の進捗状況に応じて補助金をいただくということではないのか。

(今野係長)

事業が完成した年度に、その事業分の補助金が入ってきますので、先々のものを前もってお金をいただいての運用はしておりません。年度内に完成した工事について補助金をいただき、減価償却と同じような考え方で徐々に収益化していくという処理の仕方を行っております。

2つ目のコンビニ収納にかかる費用ですけれども、仰る通り総係費の中で委託料ということで計上しております。

続きまして3つ目の返還金ですが、県で行っている工事について、県からの要請で水道管の付替を行うこととなった際に、先方の都合による工事であるため、付替する管の減耗を考慮した金額を補償金としていただいて工事をしましたが、予定より工事が長引いたために、その分長く管を使ったことによる減耗分の金額を県の方に返却します。その返却見込額を返還金として計上しております。

4つ目の企業債の残高ですが、平成30年度末時点のものではありますが、残高が約43億円となっております。

(新沼委員)

起債の償還の計画はしっかりと立てられているのか。

(今野係長)

借入の都度、償還計画の見直しを行っております。

(新沼委員)

毎年起債を行っているようだが、その分金利の負担はかかってくる。そこは企業的な考え方で財務の見直しを行い、計画的な償還を行っていただきたい。

加えて工事に関してもう1つ。資料7ページの工事一覧の5番については末崎町船河原～平団地の県道についての工事であるが、6番については末崎小学校から碁石までの道路整備に関する工事か。

(今野補佐)

工事名に県道碁石海岸線の名称を使っておりませんが、その通りです。6番の工事の該当地域である山根地区は、末崎町の中野の高台にある高区配水池というタンクから碁石方面に送っている水を、山根ポンプ場で加圧することにより給水を行っております。それをポンプの圧ではなく、停電等で即断となっても、自然の圧で水を送ることができる区域に

切替するための管工事です。

(杉森委員)

4 ページの資本的収入の移転補償金とは、県の都合で移転が発生したときにその分の費用を補償してくれるということでしょうか。

(今野補佐)

その通りです。具体的には、川口橋の工事にかかるものとなります。この橋は震災で被災し、災害復旧事業として修繕工事を行いました。県の新たな計画により移転の対象になったものです。当方としても移転の理由がないということで、移転させる側が費用を補償する契約で工事を行いました。そして、その工事にかかる補償額を算出する際に、既存資産の減耗を考慮し、その分の補償費をいただいて工事を行いました。既存の管をただちに廃止することができず、2年間延伸して使用することとなりました。そのため、移設対象となっている資産の価値が減耗するということで、その減耗分を返還することとなっております。2年間で約 100 万円です。

(新沼委員)

震災によって、大船渡の水道網は大きく変わった。それに伴って、これまで布設していた水道管は使わなくなり、埋設したままになっているものもあると思われる。これを撤去しようとするすると諸費用がかかるため、現状このままか。

(今野補佐)

そのまま管を掘り返さず、常設しておけば費用は掛かりませんが、県道の工事などがあった際に、道路管理者から管を撤去してほしいという要請が来る場合があります。水道事業所では、それに従わざるを得ない部分もありまして、撤去できる場合は撤去を行い、どうしても撤去が難しい場所については、管の中にモルタル等を詰めた状態で存置するという方法をとっております。

(新沼委員)

この放棄した管については、会計上の減価償却や除却がされているか。

(今野係長)

その処置を行った年度に合わせての除却費用として会計処理しております。

(佐藤委員)

水道料金の未収金の状況はどうなっているか。

(及川係長)

料金の未収につきましては、今年度 12 月までの実績で、調定額として約 5 億円、未収金としては約 700 万円となっております。毎年の収納率は数年 98%で推移しており、今年度も同様の水準となっております。一部の未収金につきましては、分納誓約といった形で、時間をかけて未収を解消していく方も多く、その年度内で払いきれない場合もありま

して、この程度の水準となっております。

(佐藤委員)

滞納者への督促は行っているのか

(及川係長)

基本的に期限内に収めていただけなかった方には、督促を行い、長期の滞納がある方に対しては、個別に電話等で督促し、この状況が続くと給水停止となる旨を伝えることにより対応しております。

(千葉所長)

今回につきましては予算の資料をご用意しておりますが、収納率に関する資料につきましては5月の決算についての審議会の時にお示しできるかと思います。

(細川会長)

よろしいでしょうか、それでは、協議(1)「令和2年度大船渡市水道事業会計予算(案)の概要について」これを了承してよろしいでしょうか。

―― 委員から賛同 ―――

(細川会長)

それでは、協議(1)「令和2年度大船渡市水道事業会計予算(案)の概要について」これを了承することとします。

次に協議(2)「その他」について、事務局からなにかございますか。

(千葉所長)

ご審議いただき大変ありがとうございました。今回ご了承いただきました令和2年度予算案につきましては、これから始まります3月の定例議会に予算案、料金の改定案を提出いたしまして、それが議決いただければ、4月から効力が生じるということになります。議会等についても新聞等報道がありますので、議会の結果につきましては、改めて皆様にお知らせは致しませんが、注目していただきたいと思います。

(細川会長)

委員からなにかございますか。

―― 他に発言なし ―――

(細川会長)

ありがとうございました。

それでは、これで議長の任を解かせていただきます。大変ありがとうございました。

4 その他

(新沼補佐)

では、次第4「その他」となりますが、ただいまご審議いただきました令和2年度予算以外の水道事業全般のところ、皆様から何かございますか。

(新沼委員)

水道料金が改定となるが、新聞には掲載されていたが、市の広報等を使つての周知徹底はなされるのか。

(新沼補佐)

まだ調整中ではありますが、広報の4月5日号に掲載予定となっております。併せて、ホームページや市のTwitter等に掲載し、料金の改定について市民の皆さんにお知らせしてまいりたいと考えております。実際は、周知期間を置きまして、6月分の水道料金である7月請求分から料金が改定されることとなりますので、よろしくお願いいたします。

(新沼補佐)

そのほか、よろしいでしょうか。

――― 他に発言なし ―――

5 閉会

(新沼補佐)

それでは、以上をもちまして、令和元年度第4回大船渡市水道事業運営審議会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。